

昭和三十三年五月十八日(土曜日)午前
十時四十三分開会

本日委員堀本宜實君及び秋山長造君辞任につき、その補欠として中野文門君及び藤田進君を議長において指名した。

本日亀田得治君委員長辞任につき、その補欠として藤田進君を議長において委員長に指名した。

委員長	龜田	得治君
委員長	藤田	進君
理事		

上原 正吉君
大谷 藤之助君
秋山 長造君
永岡 光治君
竹下 豐次君

床次 徳二君

改正する法

○福島県会津高田町の寒冷地手当に關

五七八号)(第八二九号)(第一〇一六

職俸給二の修正に関する請願（第三）

の経過に顧みずして、また本決議の趣
旨に沿って、一つ善処してもらうこと

が適当と認めるものでございます。

なお、最後の十七につきましては、これは旅費の問題でございまして、改正旅費法上の運用につきまして、現在のものよりこれが不利になるといふことがあつてはならないわけでございまして、この点に対する一つ運用上の考慮を認めるものでございます。

以上、總合いたしましたして、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議、これを申し上げます。

本案の実施に当つては、政府は、左の事項について必要な措置を講ずること。

一、昭和三十五年以降における暫定手当についてはこれを速かに整理しその本俸繰入れの措置を講ずること。

二、同一市町村における暫定手当の不均衡は速かにこれを是正すること。

三、寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当の改善を図り速かにこれを実施すること。

四、一般係員で現在六級以上の者は、原則として行政職俸給表の七等級以上へ格付すること。なお現在五級職で六級一号俸相当額以上の俸給月額を受けている者もこれとの均衡上七等級へ格付することを考慮すること。

五、行政職俸給表に該当する職員で、鑑定、模写、工芸品製作、欧文ステノタイプその他高度の特殊技能を有する者及び配車係長その他技能関係の高度の管理的業務に従事するものは、行政職俸給表を適用させること。

六、機器の運転操作その他技能を必要とする業務に従事する職員で現在六級以上の者は、原則として行政職俸給表の三等級以上へ格付すること。なお現在五級職で六級一号俸相当額以上の俸給月額を受ける者もこれとの均衡上三等級へ格付することを考慮すること。

七、翻訳職、専門職等組織上の役職名のない職員で現在十一級の者は、行政職俸給表の四等級に格付すること。なお現在十級の者でもその職務の内容に応じて行政職俸給表の四等級へ格付すること。

八、研究職員で、部長、課長、室長等の役職名のない職員について、その研究業績、職務内容に応じて、研究職俸給表の四等級以上の等級へ格付すること。その他の研究職員についても教育職、医療職との均衡を考慮して格付すること。

九、医療職俸給表において院長、副院長、科長の役職のない医師についても職務、経験の内容に応じて四等級以上へ格付すること。医療職俸給表についても前項に準じて扱うこととする。

十、海軍職俸給表については、職務の特殊性にもとづいて、船舶区分を考慮して格付すること。

十一、行政職俸給表の八等級から七等級への昇格については、原則として十二ヶ月昇給の期間で行うこと。なお、行政職俸給表その他の俸給表についてもこれに準じて取扱うこと。

十二、新たに等級別定数を設定するときは、現在在職する職員の職務

の級の実態を十分考慮すること。

十三、調整額の変更にあたつては、現行調整額を下廻らないよう考慮すること。

十四、前各号の外これらに準じて取扱うことを適当と認められるものについては、格付及び運用上十分考慮すること。

十五、一般職員の給与改訂に伴つて非常勤職員も同様の措置をすること。

十六、看護婦診療エックス線技師及監禁等の業務に従事する職員については、格付上特に考慮すること。

十七、改正旅費法中現行より不利となる部分については十分考慮すること。

以上、付帯決議を提案いたします。次は、特別職給与法案の修正について申し上げます。

このおもなる理由をまず申し上げます。すば、付則第一項関係におきまして、提出法案は、大使一号俸の俸給を新設して、四月一日から適用としておりましたけれども、法案の施行がはじまりましたために、最近これより上位の大使二号俸で発令されておる方もあります。四月一日適及適用ということをしていまして、このすばに発令になつております号俸を取り消す必要が生ずるので、右の新設規定を六月一日から施行することに改めまして、過去の発令行為を取り消さないようにする、これが第一の理由であります。

第二の理由は、これは付則第五項の關係でございますが、一般職俸給表の修正案と同様に、五月分の支払ひ給与を新給与の内払いとします。

以上に基づきまして、お手元に修正案が差し上げてございます。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、別表第二の改正規定は、同年六月一日から施行する。

附則第五項中「この法律」の下に「(附則第一項ただし書に係る部分を除く)」を加え、「同年四月三十日」を「同年五月三十一日」に改める。

以上でございます。

次は、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の修正について申し上げます。

この修正の要旨は、一般職の職員の給与に準じて、職務の等級への切りかえ時期を七月末日まで延期する、同時に、給与の内払いに関する時期を五月末日まで延期する、かような理由に基くものでございます。この修正案につきましては、お手元に差し上げてございますが、

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する修正案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十一項中「昭和三十三年六月二十九日」を「昭和三十三年七月三十日」に、「同年三月三十日」を「同年三月三十一日」に改める。

附則第十八項中「昭和三十三年四月三十日」を「昭和三十三年五月三十一日」に改める。

以上でございます。

〇永岡光治君 私は、日本社会党を代表いたしました、ただいま議題となつております一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の三法案について、ただいま大谷委員より提案されまして修正案並びに修正案を除く原案、さらに付帯決議、これを含めまして、賛成をいたすものであります。

ただいまから、賛成に当りまして、私たちの考えておることを申し上げます。討論にかへたいと思うのであります。

賛成の態度を表明いたしますが、しかし、もともとわが党が賛成いたしました、さうして不満な個所をたくさん持つておるものであります。基本的には多くの不満がありますけれども、衆議院段階における経緯等もありまして、賛成をいたすものであります。その不満等の個所について、この際明確に指摘しておきたいと思うのであります。

その第一点は、今回の給与法の改正は、ベース改訂を行なつていないという点であります。昭和二十九年一月以来今日まで、民間及び他の同様の職種にあると考えられる三公社五現業の職員の給与は、相当程度改訂されておるにもかかわらず、国家公務員のみが今日に至りましてもベース改訂を行なつていないということについて、さうして不満の意を持つておるものであります。

第二点は、職階制給与体系であるということでありまして、特に公務員制度

が適当と認めるものでございます。

調査会等よりの答申に基きまして、研究職あるいは医療職、教育職等については、職階は適当でないというような答申等がなされておる実情を勘案いたしまして、国家公務員のこの給与体系につきまして、職階制が強く持ち出されておるということについてはきわめて不満であります。国家公務員は、その持場々々に応じまして、国民に奉仕するのであります。その持場につきまして身分的差別をつけるということとは、最も私たちの反対するところでありまして、いやしくも国民に奉仕する限りにおいては、その持場がいずれの職種にありましても、生活の保障を行う、あるいはまた、退職されしものには、その生活の保障を行うというものは、当然国民のこれは義務であると考えられますのであります。そういう関係から考えますときに、この職階制というものはその精神に沿っていない、こういうことを強く感ずるからであります。同時にまた、技能労働職につきましても、これを特に衆議院の修正案によりまして、行政職俸給表(2)という名称には変りましたけれども、当初は技能労働職という名称によつて、これが特別な取扱ひを受けておる。その精神は、現われておる感じといたしましては、やはり昔の雇用人制度に対する考え方が復活をしてきてゐるのではないかとおそれがあるわけでありまして、この点につきましても、私などは、先ほど申し上げましたような理由で、立場、職場がどのようなものであれ、国民に奉仕する限りにおいては、すべてが同様の公正な、しかも均衡のとれた取扱ひを受けるべきである、こういうのが主張でありまして

て、いやしくもこれをもって、次の段階において、技能労働職に従事する職員を国家公務員のそういう範疇から除外するということがあつては、絶対に許すことができないのであります。そういう表われがあるのではないかと、いふおそれがあるために、この点についても、強く反対をいたしておるものであります。

さらに、第三点といたしましては、不合理の是正をこの際行なつていないということでありまして、同一職種内におきまして、その上下の差の不均衡の是正も不合理の是正も行なつておりませんし、言うなれば、これは依然としてやはり下に薄く上に厚い体系であることとあります。特にある一定の段階に達しますれば、下級職員は頭打ちをいたしまして、将来昇進の望みを持ち得ないというさびしい給与体系であるということについて、これでは士気高揚の政府の意図するところとも反するものではないかと考えておるものであります。もとより、上に厚く下に薄いとは言いますけれども、必ずしも私は、現在の上級者の給与の額が民間あるいはその他に比して保障されておるものとは考えておりません。むしろ私は、きわめて低い給与ではないかということを感じておるものであります。従いまして、その是正に当りましても、今後考慮すべきでありましようけれども、そういう中にもかかわらず、なおかつ、下の方の職員との均衡がとれていないということについての不満の点を指摘をしておきたいと思うのであります。

第四番目は、人事院の勧告を無視して政府の案が示されておることとあります。たとえば、昇給期間の問題につきましても、人事院勧告は何らこの点に触れておりません。従いまして、現行制度をこのまま堅持するものと解してしかるべきであります。政府は、それを最低十二カ月の昇給期間にいたしておることは、きわめてこの人事院の勧告を無視するものであらうかと思つておりました。同時にまた、公務員の立場からおきましても、一年たたなければ昇給ができないという、そういう長い間士気が沈滞するおそれがあるのではないかと、いふことを考えますときに、この点については、きわめて不満であるわけでありまして、さらにまた、地域給の制度につきましても、現行制度を一応人事院の勧告には支持をいたしておるにもかかわらず、今度の衆議院段階におきましては、これを暫定手当てに置きかえまして、特にまた、三月三十一日現在でこれを訂づけにしていこうという、そういう整理の方法をとつておることにつきましては、必ずしもこれは妥当なやり方ではない。こう考えておるわけでありまして、もとより私たちも、地域給が今後将来にわたりますとある一定の方向に向つて整理されることについては、同感いたしておるものでありますけれども、その整理の方法がきわめて不合理であり、不均衡であるというところとあります。特にこの衆議院修正案によりまして、四月一日切りかえ後の俸給表に對しまして、千六十二分の千を掛けまして、それを一応の本俸といはしておられますが、人事院からいへば説明されておられますように、あるいはまた、政府の答弁にも明確なように、

この給与はベース改訂を行なつておりませんし、その間に不合理がたふさみあります。その不合理を認めながら、つまり昇給、給与の改善にアンバラがあるにもかかわらず、三月三十一日に戻す。そういう点については、そのアンバラを認めず、アンバラのあることを承知しながら、確実にもとに戻そうという、きわめて不合理きわまりない計算のいたし方をいたしておる関係がらいたしまして、この点には賛成をしかねるのであります。

以上、問題点を指摘しておきました。が、しかしながら、この際、公務員の実生活の足しになることであらばという意味で、あえてこの際、この法律案に賛成をするのであります。その際に當りまして、人事院及び政府当局におきまして、次の点が明確に確約をされましても、あえてまたこの点に賛成することにもなつたのであります。その内容につきましても、たとえば、技能労働職に對しましては、松浦給与担当國務大臣は、岸内閣を代表いたしまして、公務員のワタからは考へは全然ないということをはっきり言明をいたしました。あるいはまた、格付、級別定数等につきましても、人事院及び主管の官庁におきましては、十分不均衡の是正に向つて努力をいたします。不合理是正に努力いたします。こういうことははっきり約束をされました。さらにまた、この給与の内容につきましても、衆議院段階では、きわめて不満でありまされども、初任給の一部が若干修正をされました。新制中学の卒業生及び新制高校の卒業生に對しまして、それぞれ二百円、三

百円のさらに増額は示されておることとあります。この点については、私たちも賛成するところでありまして、さらにまた、寒冷地給につきましても、ただいま付帯決議におきまして、将来これらの改善につきましても、すみやかに実施する要望が述べられておる。また、この点につきましても、政府当局も、誠意をもつて行うことも約束をされておりますので、その点を了とした次第であります。さらに、暫定手当てにつきましても、自治庁長官は、しばしば本委員会におきまして、同一町村内の不均衡の是正、三十三年度で一気には全部統一をして整理をいたしたい、財源も相当要ると思ひますけれども、その財源をええて克服をいたしまして、全部、具体的に言うならば、最高の段階に統合するといふはつきりした言明もありましたので、これに賛成するものであります。同時に、同一町村内の不均衡の是正のみにとどまらず、当然これは、それと関連して参ります不合理の、不均衡の是正というものは、特にこの際考慮されなければならぬと思つておるものであります。

付帯決議等におきまして、地域給の是正の問題や、寒冷地給の改善の問題等がうたわれておりますが、当然この点については、人事院においても調査をし、勧告をする権限があることを給与局長は明確に言つておりましたので、私たちはこれを了としたしまして、この際、その点を要望いたしまして、ただいま申し上げました三案に對しまして、賛成をするものであります。最後に、重ねてこの際、政府及び人事院当局にお願ひをしておきたいと思うのであります。本委員会におきまして

て、いやしくもこれをもって、次の段階において、技能労働職に従事する職員を国家公務員のそういう範疇から除外するというのがあつては、絶対に許すことができないのであります。そういう表われがあるのではないかと、いふおそれがあるために、この点についても、強く反対をいたしておるものであります。

さらに、第三点といたしましては、不合理の是正をこの際行なつていないということでありまして、同一職種内におきまして、その上下の差の不均衡の是正も不合理の是正も行なつておりませんし、言うなれば、これは依然としてやはり下に薄く上に厚い体系であることとあります。特にある一定の段階に達しますれば、下級職員は頭打ちをいたしまして、将来昇進の望みを持ち得ないというさびしい給与体系であるということについて、これでは士気高揚の政府の意図するところとも反するものではないかと考えておるものであります。もとより、上に厚く下に薄いとは言いますけれども、必ずしも私は、現在の上級者の給与の額が民間あるいはその他に比して保障されておるものとは考えておりません。むしろ私は、きわめて低い給与ではないかということを感じておるものであります。従いまして、その是正に当りましても、今後考慮すべきでありましようけれども、そういう中にもかかわらず、なおかつ、下の方の職員との均衡がとれていないということについての不満の点を指摘をしておきたいと思うのであります。

第四番目は、人事院の勧告を無視して政府の案が示されておることとあります。たとえば、昇給期間の問題につきましても、人事院勧告は何らこの点に触れておりません。従いまして、現行制度をこのまま堅持するものと解してしかるべきであります。政府は、それを最低十二カ月の昇給期間にいたしておることは、きわめてこの人事院の勧告を無視するものであらうかと思つておりました。同時にまた、公務員の立場からおきましても、一年たたなければ昇給ができないという、そういう長い間士気が沈滞するおそれがあるのではないかと、いふことを考えますときに、この点については、きわめて不満であるわけでありまして、さらにまた、地域給の制度につきましても、現行制度を一応人事院の勧告には支持をいたしておるにもかかわらず、今度の衆議院段階におきましては、これを暫定手当てに置きかえまして、特にまた、三月三十一日現在でこれを訂づけにしていこうという、そういう整理の方法をとつておることにつきましては、必ずしもこれは妥当なやり方ではない。こう考えておるわけでありまして、もとより私たちも、地域給が今後将来にわたりますとある一定の方向に向つて整理されることについては、同感いたしておるものでありますけれども、その整理の方法がきわめて不合理であり、不均衡であるというところとあります。特にこの衆議院修正案によりまして、四月一日切りかえ後の俸給表に對しまして、千六十二分の千を掛けまして、それを一応の本俸といはしておられますが、人事院からいへば説明されておられますように、あるいはまた、政府の答弁にも明確なように、

この給与はベース改訂を行なつておりませんし、その間に不合理がたふさみあります。その不合理を認めながら、つまり昇給、給与の改善にアンバラがあるにもかかわらず、三月三十一日に戻す。そういう点については、そのアンバラを認めず、アンバラのあることを承知しながら、確実にもとに戻そうという、きわめて不合理きわまりない計算のいたし方をいたしておる関係がらいたしまして、この点には賛成をしかねるのであります。

明確にされました要望事項、あるいは付帯事項等につきましては、今後所管のそれぞれの官庁とも御相談をなさいますので、格付なり級別定数を設定されると思ふのでありますが、不公平、不均衡のないように、ぜひこれが行われるよう御配慮いただくとともに、私たちがその実施には重大なる関心を払っているということを申し添え、特にまた、その実施の結果が本委員会の要望の趣旨に反するというものでありますならば、さらに、その問題の是正について要望する機会も持ちたいと思ふのでありますし、また、必要に応じて、人事院当局にも、あるいは政府当局にもそのことを申し、要望する覚悟でありますので、この点もあわせてお含みをいただきまして、誤まりない是正、不合理是正を行なうていただきますよう特に要望いたしまして、この賛成の討論を終りたいと思ひます。

○竹下豐次君 私は、緑風会を代表して、議題になりました三法案及び付帯決議に賛成の意を表するものであります。賛成の理由はいろいろありますが、まず第一に申し上げたいのは、生活費が相当に高まっている現在の状態を見まして、公務員の給与ははなはだ低給でありまして、平素非常にお気の毒だと思つてゐる次第であります。しかるところ、今回の改正案によりまして、はなはだわずかでありましても、公務員の所得が幾らかふえるという結果を見ることに相なるわけでございします。それが私が賛成いたします第一の理由であります。

もう一つは、今度の改正によりまして、従来に比べまして、能率給という考えをもつてこの後の運営をはかつていくに多少都合よくなったのではないかと、かといふふうに考えられますので、これが私の賛成いたします第二の理由であります。

戦後混乱の際、物資の非常に窮乏しておりました際、皆さんが非常な窮屈な生活をいたしましたので、その際の給与が生活給ということとを本体にしなければならぬということとは、これはまあやむを得なかつた当然のことであつたのであります。その後十年余り経過いたしました今日におきましても、能率給ということが非常に軽く扱われまして、ほとんど生活給一本でいくというのが続いておるのであります。もう時世も非常に変わりましたので、能率給をしっかりと加えて考慮しなければならぬ必要に迫られておるのであります。この点が多少運営の上で都合よくいくのではないかと、かように考へて、賛成いたす次第でございします。

ほかにもいろいろございしますけれども、時間の関係もございしますから、あとは省略いたします。

この際に、私は政府に一、二要望いたしまして、御考慮をわすらわれないと思ふのであります。いつの国会でも、給与の問題がやかましく取り上げられるのであります。そうして人事院の方でよく言われて、説明しておられますのは、民間給与と比べて、高いか低いかにいふこととあります。人事院の今回の説明によりまして、民間給与に比べて現在のところは低いということとを言っておられます。ところが、先般参考人のある人の説明によりまして、先般給与の方がむしろ低いのだといふことを説明された人もあります。これは、いずれが高いか、い

れが低いかにいふことは、まあ認定にもよる問題でありましようし、そして非常に比較のしにくい問題でありますから、いずれが絶対に正しいといふことを言うのとはなはだ困難な問題であると思ひますが、ただ、両方の話を聞いておりますと、現われた数字だけ、日給幾らであるとか、月給幾らであるとかといふ数字だけを比較して、高いとか低いとかいふことを言ひ合つておられるように私は感じます。私は、そのほかに、能率がどちらが上つておるかといふことを一緒に考へて、高いか低いかにいふことを判定しなければならぬはずのものだと思ひます。公務員の方が高いといふ人が、民間の方がうんと能率がいいのだ、公務員は非常に下つてゐるのだといふ批評をする人も多数あるように私は思ふのであります。そういう点も一緒に考へないで、どっちが高いか低いかにいふことを判断するといふことは、私は正しくないと思つておるのであります。これはしかし、非常にむづかしい問題でありますけれども、そういう気持がありましたならば、この後の運営の点におきまして、またそれを加味してやつていくということもできることであるし、この後また改正案をお立てになるような場合にも、私は必要なことだと思ふのであります。その点をつよく御考慮下さいませうに要望いたしておきます。

それからもう一つは、近ごろ、終戦後そうでありますが見えております。なまける公務員も多数あるように私は、はなはだ悪い言葉でありますけれども、見受けられます。しかし、非常によく働く人もあります。ほんとうにあんなに忙しい目にあつて、このくらの待遇じゃほんとうに気の毒だといふ人も、私たちがはたくさん存じております。ところが、今日の給与の方法、運営の状況から見ます。これじゃ働く人はかわいそうです。これは、ほんとうに能率を上げる人には、それに報いるところがなくちゃならない。これは、国家の方でよく考へなきゃならない。その考慮がほとんど今日のところないと言つていいのじゃないかと私は思ふのであります。もとほはそれがありません。年末の賞与にしましても、働く人と働かない人にはつきり分けました。昇給に関してもそうであります。現在のこの俸給表にしましても、それはできるはずの建前であると思ふのでありますけれども、過去十年間と申しますか、何年かの間は、ほとんどその考慮がなくして、一律であります。私は、今こゝで、生活に困つてゐる人でありましから、なまける人を虐待しろといふような、そんなことを言つておるのじゃありません。いい人は特によく引き立てた考慮を外にも現わしてもらわなければならぬ。これは、公務員のうちでまじめに働く人たちからよく聞く大きな不平の声であるといふことを、私ははつきり申し上げておきたいのであります。

それから、付帯決議であります。が、ただいま大谷さんから読み上げられました付帯決議、十七項目になつております。私は、率直に申し上げますと、いと、共がこまか過ぎると思ひます。今日まで、新国会になりました十年の間に、このくらの項目を並べた付帯決議といふものは、おそらく衆議院でもなかつた。参議院でもなかつたと思ひます。しかし私は、今この問題について反対を申し上げるのじゃございせん、賛成いたします。短かい時間ではありましたが、検討しまして、この項目につきましては、まずよろうという気持を私も持つております。なお、予算の關係もどうであらうかといふことを私はちよつと気になつたのであります。が、与党の理事であられる大谷さんの説明によりまして、この大蔵省及び人事院の当局も、下相談のときにお立ち合ひになつて、これなら差しつかえない、よろしいといふお話であつたといふことを聞きまして、私は、大谷さんのお言葉をそのまま率直に受け入れたいと思ひます。この案につきましては賛成いたします。ただ、あまりこまかく立ち入り過ぎますといふと、落された部分があつた場合に、落された部分はまたこれは迷惑するといふ逆効果を生ずることがあります。その点も、この委員会としてはよく考へ合せなきゃならない。それから、この付帯決議の案を私などは緑風会に持つて帰つて、会員の全部に示して、みんなの了解を求める時間を持つておられません。ということでは、内閣委員の者は一応わかっているけれども、ほかの議員にはわからないままにこの法案が通つてしまふ、付帯決議を含んで、という結果を生ずるのであります。議会の運営としては、私は、あまりそういう急ぎ過ぎることは好ましくない運営じゃないかと、か

いふと、共がこまか過ぎると思ひます。今日まで、新国会になりました十年の間に、このくらの項目を並べた付帯決議といふものは、おそらく衆議院でもなかつた。参議院でもなかつたと思ひます。しかし私は、今この問題について反対を申し上げるのじゃございせん、賛成いたします。短かい時間ではありましたが、検討しまして、この項目につきましては、まずよろうという気持を私も持つております。なお、予算の關係もどうであらうかといふことを私はちよつと気になつたのであります。が、与党の理事であられる大谷さんの説明によりまして、この大蔵省及び人事院の当局も、下相談のときにお立ち合ひになつて、これなら差しつかえない、よろしいといふお話であつたといふことを聞きまして、私は、大谷さんのお言葉をそのまま率直に受け入れたいと思ひます。この案につきましては賛成いたします。ただ、あまりこまかく立ち入り過ぎますといふと、落された部分があつた場合に、落された部分はまたこれは迷惑するといふ逆効果を生ずることがあります。その点も、この委員会としてはよく考へ合せなきゃならない。それから、この付帯決議の案を私などは緑風会に持つて帰つて、会員の全部に示して、みんなの了解を求める時間を持つておられません。ということでは、内閣委員の者は一応わかっているけれども、ほかの議員にはわからないままにこの法案が通つてしまふ、付帯決議を含んで、という結果を生ずるのであります。議会の運営としては、私は、あまりそういう急ぎ過ぎることは好ましくない運営じゃないかと、か

ように私は考えるのであります。で、この際の問題につきましては、私は、先に申しましたように、まあ差しつかえないと思ひますから、賛成いたしましるけれども、ただ、私平素考へておるようなことも、この際思ひ出ししたものでありますから、はなはだ忌憚なき意見を申し述べた次第でございます。

なお、ほか二法案につきましても、修正案及び修正部分を除く原案を包含いたしまして、賛成の意を表するものでございます。

○委員長(亀田得治君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、討論中にありました大谷君提出の修正案を問題に供します。大谷君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(亀田得治君) 全会一致でございます。よって大谷君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(亀田得治君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって修正すべきものと議決せられました。

次に、討論中に述べられました大谷君提出の付帯決議案を議題に供します。大谷君提出の付帯決議案を本委員

会、修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(亀田得治君) 全会一致と認めます。よって本付帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とするこ

とに決定いたしました。

次に、特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、討論中にありました大谷君提出の修正案を問題に供します。大谷君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(亀田得治君) 全会一致でございます。よって大谷君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供しま

す。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(亀田得治君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致を

もって修正すべきものと議決せられました。

なお、本院規則第四百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ござい

せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(亀田得治君) 御異議ないと認めます。よってさう決定いたしま

した。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、三案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名
八木 幸吉 植竹 春彦
松村 秀逸 迫水 久常
平島 敏夫 前田佳都男
伊藤 顯道 永岡 光治
田畑 金光 松岡 平市
中野 文門 佐野 廣
大谷 藤之助 上原 正吉
秋山 長造 竹下 豊次

○委員長(亀田得治君) 次に、国家行政組織法の一部を改正する法律案、内閣法等の一部を改正する法律案、両案を一括して議題に供します。

両案について御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○秋山長造君 大久保長官に若干の点をお伺いしたいと思ひます。

今度の改正で、政務次官を二名置かれるということですが、そうしてこれがトップ・マネージメントの機構を強化するということにもなり、また、政府の考へておられる行政改革の重要な一環ということになっておるんです。

が、従来鳩山内閣あるいはその前の吉田内閣当時から、行政改革の問題は、これはもう歴代内閣の重要な懸案になつておるので、しかも、その行政改革の大体の方向としては、やはり戦後急激に複雑になつた行政機構というものをできるだけ簡素強力化していく、こういう方向が示されてきたと思

う、歴代内閣で、今回の岸内閣にしても、やはり歴代の内閣の、その機構簡素化という方向、方針を踏襲して、その方向でやつぱり機構改革というものを考へておつたわけなんです。

われわれは承わつておつたわけなんです。ところが、この今度の法案を見ますと、従来政府が言つてこられた、この複雑多岐にわたり過ぎたものを簡素化していく、簡素強力化していくという方向とはちよつと逆行して、政務次官あたりを二名、政府原案では、もう各省それぞれ二名置くというやうなことになる。まあさすがに衆議院の良識で、若干の省ということに修正は受けておりますけれども、それにしても、政務次官二人置く省が幾つかできてくるわけなんです。そうすると、責任体制を明確化するというやうな必要を政府自身が叫んで、また、一般世論もそれを要求してきておるのに、事務次官と政務次官というものの職務権限でも、これは、法律の条文の上でこそ分けられてはおるけれども、実際外部から見れば、同じやうなものが二人おる

やうな形なんですね。それがさらに三人になるといふやうなことになる。これはもう、ますます責任の所在というものはこんがらがつてしまふ。それからまた、外部から見たとこ

ろで、一体どの次官に話をしにいっていいやらわからない。相手は三人いるというやうなことにもなる。それからまた、この人選いかにによりましては、これはもう完全なトップ・マネージメントの強化どころじゃなく、これはスポイル・システムになつてしまふ。全く御功行賞なるもの、これはもういいだしに使われるおそれは大いにあるのですが、その点一つ、根本的な方針の問題と、それから、具体的にこの政務次官複数制の問題についてお答え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(大久保長官) ただいま御質問がありました点について申し上げたいと思ひますが、御承知の通り、今回の機構改革の根源をなしましたのは、鳩山内閣のときに、河野一郎君が行管長官をやられて、あのとき原案を作りました。そしてとにかく衆議院に提案して、内閣の委員会に継続審議という形でやられております。内閣がかわりました、この取扱ひをいかにすべきかという問題を議論されました場合に、私は、一べん撤回して、やり直したらどうかという議論を出して、これをやり直す、非常な手数がかかるから、とにかくこの中にいいものもあるし、また悪いものもあるし、また、党が一致して推薦できるものもあるし、あるいは協調もつかぬものがある。協調をつけるだけつけて、提案

したらどうかという意見が圧倒的だった。なるほどそれもそうだなという感じでは、私は、多数の意見に従って、撤回せずに協議を進もう、党の方と協議を進もう、こういうので、方針を変えました。そこで、党の方と協議した結果、たとえば、その当時問題になりました内政省の設置、こういう問題、あるいは予算関係会議の問題、こういう問題は、これはなかなか論議が予想されて、関係の間にも意見が食い違っていて、こういう問題を党に持っていくという点、協調がつかぬというので、従って、この点、協調できる点だけ進めようというので、案を進めた次第であります。ところが、内閣委員会にかかりますと、内閣委員会におきまして、給与関係に非常な時間を取られましたために、党の提案しました人事院の廃止その他の問題は、なかなかこれは、どうも論議が尽きそうな見込みがなかった。そこで私も、その形勢によって、これまた党の方と協調して、これはあと回しにして、今回上りました点、すなわち政務次官の問題とか、それから内閣の総務長官を置く問題、この大体二つの大きな目途に向ってだけ進めようということになりました。いろいろ皆さんに御迷惑をわずらわしているのではありません。今回の機構改革の根本の出発点かといえますと、これは、河野一郎君の時代を申し上げますと、あるいはトップ・マネージメントの問題もむしろ起っておりまして、あるいは管理を強化する、能力を増進するということ、いろいろな点が掲げられておりました。しかし、機構の改革は、今回の河野君の立

案されたのはそういう点でありますけれども、必ずしもそういう点ばかりに限った歴史ではない。歴史を見ますと、あるいは、今あなたの言われました通り、人を減らすために機構を改正するわけでありまして。たとえば、終戦後においての機構の改正は、人を減らすための機構改革であります。これは、思い切った人が減っております。こういう改正をこれまでの……あるいは時勢の進化につれて、積極的に施設を要する場合、機構を直す場合もありまして、今度のこの河野君を中心として作られた機構は、主として責任を明らかにする、責任体制の強化、それから機構の合理化、あるいは管理を強化する、機構を直す、主眼をこういう点にしばって出されたように思っております。どうもそういう点にしばられておる。従って、そういう方針のもとに今回の機構改正を行うことになる。増員のため、あるいは人を首を切るためという目的ではないのであります。この点は、一つお含みおきを願いたいと思います。

そこで、しからばどういう目的のために政務次官を置くかという問題、実は原案は、仰せの通り、各省において必要な場合には置く、必要ときには各省に置くことができるという原案であった。そこで、これを党の方の政調会に持っていくやってみますと、議論百出です。これは、反対もある。賛成もある。これはさくばらんの経過の話であります。実際そういう状況だったのです。反対もあります。これは、あなたの言われた、政務次官の人数をよろしきを得ないで悪い、そういう議論もだいぶ出ました。けれども、悪いことだけを考えてやるものかどうか。やはり政務次官のうちには、私の方の政務次官のように、りっぱな、まじめな、勤勉な次官もいるのだから、一緒にくたに、これはどうも、次官が悪いからというところは考えものじゃないか。やはり現内閣の確立、政党政治の完成という大きな立場から考えてやるのがほんとうじゃないか。こういう点から考えまして、まず、政務次官を私どもが賛成した一つの理由は、政策の徹底ということでありまして。社会党に社会党の政策があるごとく、自民党には自民党の政策がありますから、これを徹底させるためには、やはり政務次官が各省の幹部に入って政務をとるということ、必要であると考えます。これが一つの理由であります。

もう一つの理由は、近ごろ議会の開会の日が非常に長くなりまして、臨時議会を入れますと、半年以上になることがあります。半年をこすくらい議会の開会日が続く。そこで、各省庁とも、議会に来て事務をとり、あるいは議会との連絡の事務が非常に多くなつて参っております。これは事実であります。これらの各省と議会との間に立つて折衝をするのには、やはり大臣もむろんやりますけれども、政務次官が骨を折るのがいいじゃないか。その方が円滑にいく。やりやすいといううような点も一つ考えなくちゃならぬ、これが第二の理由であります。

もう一つは、さつき話しました通り、トップ・マネージメントといいますが、あるいは管理の強化といいますが、幹部を増して監督を強化する、能力を上げるという点では、やはり幹部を増した方がいいんじゃないか。こういう三つの点から考えまして、まあ一つ政務次官を置いた方がいいんじゃないかという結論に達したわけでありまして。ただ、残りましたのは数の問題であります。数は、ほんとうを言え、反対もあり賛成もあるけれども、そこは折衷して、常識的に見て、一番必要と思う三つの省、大蔵省と通産省と農林省、これは、どなたが見ても、省のうちではいわゆる大きな省であります。予算面から見ても、機構の上から見ても、人員から見ても、政務省の上から見ても、この三つの省が比較的多いと思いましたが、この三つの省に限定しようじゃないかということにして、大体折り合いがついて、皆さんの御審議を願いますように話しました次第であります。要するに、今度の機構改革の根本方針と政務次官を置いた理由は、以上申し上げましたような次第であります。御了承をお願い申し上げます。

○秋山長造君 これは、説明はどうにでもつくわけですが、説明は、やはり行政改革なんかという問題は、ずいぶん複雑な説明をつけなければ、どうも納得がいかなといううなやり方というものは、大体それはもう、根本において私は機構改革になつていないという感じを持つのです。特に、この政務次官を二名置くということ、これはまあ、長官はいろいろ御説明はなさるけれども、これは、世論は納得しませんが、国会さえ納得しなくとも、与党においても、私は、おそらく、無記名でアンケートを求めたら、それは特殊な人以外は、全部反対だろうと思う。反対でないまでも、そんなことは必要ない、無意味だとおっ

やつていないんです。それすら完全にやらないで、数をふやせばいい、そういう考え方がそもそも誤まりです。さつきも指摘しましたが、事務次官を一人ふやしたら、政務次官を一人ふやしたのと匹敵する。事務次官をふやしたたのと同じになるわけですから、組織に組織を重ねるだけで、結局複雑を増すだけで、簡素化にはならぬわけです。だから、こういうことはむしろ官僚の勢力をよけいに作るのじゃないかと思ふ。それよりも、政党政治を確立することは、たとえば、予算閣僚会議といいましようなかね、予算をあまり、たとえ大蔵省がこまかいところまで一々とかく言うて、ほんとうの各省における運用が十分いかないという、そういうところに大きな原因がむしろ私はあると思います。これは、実際各省の仕事を担当した人であれば十分わかかりだと思ひます。大蔵省のこのような権限、あるいは干渉というものをそのまま放置しておいて、政務次官を十人ふやしても、それは解決になりません。複雑になるだけです。これは、だから、そういう考え方をなぜ解決しないのか、あわせて私はお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣（大久保留次郎君） なるほど現在の政務次官は非常に期間が短かといふこともあるのです。今日の政務次官の制度は、所屬の大臣が辞表を出せば、やはり政務次官もやめなければならぬような制度になっておる。辞表をとらずに処分し得るようになっておる。従つて、近ごろ内閣ができてしまつて、昔の内閣と違つて改造が多い。ですから、たとえば吉田さんのときなんかは五回か八回か、何回かやりました

が、だいたい何回もやって閣僚を作った、七、八十人と言われております。そのたびごとに政務次官が変わるから、これは非常に多い。こういうように頻繁に政務次官が変わっては、私はどういうりっぱな人がおつても、これは働きにくいんじゃないか、将来の運用としては、やはり政務次官も閣僚も、そう簡単に変えないような運用でいかなければ、政党政治というものはしっかりできないんじゃないか、従来の成績が上らぬというのの一つの原因は、私はこういう時間が短か一点にある、こういう感じを持つておる。ですから、将来の運用としては、ぜひこれはなるべく長くおつて習熟させる、その省の事務に習熟させるばかりでなく、自分の主張を貫く努力もすることをやつていくのがいい方針じゃないだろうかと思ひます。

なお、それからもう一つ、事務次官は、この問題は話題になりましたが、これは政党政治の確立という問題じゃないのです。これは、いわゆるトップ・

マネージメントの強化、管理の強化です。管理の強化という意味において政務次官を増す、と同時に、他の一面においては事務次官をも増して監督を強化しよう、管理を強化しよう、こういう趣旨からきておるのであります。しかし、これは調整がつかぬのでやめることになりましたが、目的はそこにある。

○永岡光治君　大蔵省の干渉は排除しなければ政党政治は確立しません。それについてあなたはどうか考えておるかということを聞きたい。

○國務大臣（大久保留次郎君） 大藏省の問題は、これはよく話題に上る問題

であります。そういう話題がもとになって、この前の原案、閣僚会議というのがおそらく案が出てきたと思うののではありません。ところが、これについておかしいのは、二、三の閣僚が今度はおかしきことをするのです。大蔵省は多少精通するかもしれませんが、他の二、三の閣僚がばつこして、よその省の予算までとつてみせるというので、また弊害がある。ですから、こういう問題は閣僚平等の原則に反すると思います。

ある關係かいはる關係といはらない者が
が出てきて困っている。ですから、こ
の制度はよほど考えなければ、大蔵省
の弊害どころじゃない、より以上の弊
害です。中には乱調を起すような者が
おる。これは慎しむべきだと思ふので
す。しかし、いかに大蔵省といえど
も、議會に対しては大蔵省というもの
はないのですから、議會の皆さんの御
努力によつて、同時に、他の閣僚その
他の努力によつて、大蔵省のばつこを
私は防げるのじゃないかと思つており
ます。

○秋山長造君　まあその点は大臣自身が一人反対したけれども、ほかの閣僚が全部賛成だから、民主主義の原則に従ったということをおっしゃった、あなたは。ですから、これはもう行政改革の担当者が、担当責任者である大久保長官が、どうも自分が本意なものを、ただ大勢によって出されるというようなことです。私はまあその程度の法案だということに受け取らざるを得ないと思うのです。

もう一点伺いますが、具体的に二人政務次官を置くということになると、どうしてもこれは国会の割り振りに上、衆議院から一人、参議院から一人

というようなことに、これはもう流れがちです。これが一番折り合いがいいということ。そうなるのと、今度は、もう衆議院から一人、参議院から一人、そうしてまた、衆議院から出た人はもう衆議院ばかりを受け持て参議院の方へは回って来ない、参議院から出た人は参議院ばかり受け持て、衆議院の方は知らぬ顔というようなことになりますと、これは大臣がいつもしゃかりしておられて、そうして精力

れども、大臣は大臣で忙しい。そうして、党務というまた別な仕事に相当。特に大久保長官なんかのようなお立場の場合には、そういうことの方が、党務というよりなことにさかれる時間が多々多いと思います。そういうようなことになる。結局、政務次官で国会の方には受け持つ、しかも衆議院と参議院とがそれぞれ別々な政務次官が思い思いののことでをやっておるということになると、国会に対する政府、あるいはその政務次官を二人持っておる役所、大蔵

省なら大蔵省というものの国会に対する、どういいますか、関係といひますか、そういうものが、何か今までは一本でつながつておつたのが、二本にも三本にも分かれて、てんではばらばらなことをやるようなことになって、かゝつて国会あるいは政党というものと、それから政府部内の各官庁というものとのつながりというもの、かゝつて悪くなるのじゃないか、複雑になつて悪くなるのじゃないかというよ

うなおそれもあると思うのです。その二人置く政務次官の人選等は、どういう基準で行われるのでしょうか、この点も参考のために伺いしておきたい。

○國務大臣(大久保賢次郎君) 二人置
く場合の政務次官の標準であります
が、これはまあ一つは内閣の方針に
よつて違つて参ると思います。ある
いは衆議院から何名参議院から何
名といふことも、おそろくそのとき
の政府の合議によつて決定される。
あらかじめ衆議院から何名、参議
院から何名といふことの予定はち
よつと困難ぢやないか。なお、そ
れからばらばらになるという心配
の点であります。

これでもやりようによるのじゃないか。大臣がしつかりしておつて二人を率いて、政務次官二名、大臣一人、この人ががつち組んでいけば、私は、その心配はないのじゃないか、たとえ身分が衆議院にあらうと参議院にあらうと、政党としての政策は同じ政策をとつておるのでありますから、この政策を実現させるという努力を一致してやれば、その心配は大してないのじゃないか、また、そうすべきであつて、そうしなければならぬ、こう考えております。

○秋山長造君　それから國務大臣を母とする下に、次長にかえて事務次官を母置くことというので、防衛庁あるいは自治庁、行政管理庁というようなところの次長は今度は次官ということになるわけです。これは、政府の方で当るわけです。これは、防衛庁の方で当初防衛庁を昇格して国防省にする、あるいは自治庁を昇格して内政省にする、とかいような案が出たわけです。それがなかなか抵抗が激しいために一応引つめられて、今度はからめ手の方

から、まず事務機構として、次長を次官ということにしておいて、そうしてそっちの方から今度は当初の内政省だとか国防省だとかいう目的を達成して

いこう、実現をはかっている、既成事実を一つここで作っておこう、こういうねらいでもあるように受け取れるのですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(大久保留次郎君) 私どもとしてはそういう考えは持っておりません。一番初めに申し上げました通り、トップ・マネージメントといえますか、管理の強化という意味から、幹部をしっかりとしたいという点から出発いたしました。次長というのを専ら

であります。これが一点であります。
もう一つは、大体近ごろ省と庁と二つありませうけれども、ある庁によつては省よりも大きいところがある。たとえば防衛庁のごとき、これはやっぱり防衛省にしたい。それから自治庁のごときは、これもやっぱり省にしたいと思ひます。こういうものはやはり次長という名前で置くことは好ましくない、将来を見渡して、省と同じに待遇していくことが方針じゃないかといふ大きな方針に従つて、この際、一ツ次

長を次官という名前にした方がいいんじゃないか、こう思つてやつたわけでありませう。

○秋山長造君　それからもう一点お伺いしておきますが、臨時的な審議会だとか協議会というようなのは、一々国会に諮らないで、政令一本でやれるという規定があるわけですね。この点についても相当考えなければいかぬと思うのです。今度の行政改革のねらいが、大臣のおつしやるように、政党政治を強化

するとか、あるいは議会の權威を高めるとかいうようなねらいで出発したものであったら、こういう規定が出てくるはずはないですよ。国会には無

連絡で、勝手にどしどし審議会や協議会を設置する、臨時という名前さえつけば何でも勝手にやれるというようなことになり、これは政界の権威も国会の権威も踏みにじられてしまふ、こういう規定を一体どういうところからだれが言い出してこういう提案をしておられるのですか。

○国務大臣(大久保留次郎君) この規定は、実を申せば、今日の協議会、審議会等の制度は法律によるのが原則になつております。法律で定めることになつております。法律で定めざるから、そうすると、議会の審議権をかりて、審議、協賛を経てやるのが原則である。ところがそれでは議院が開かれなるときに起つてきた場合に、ぜひこれは協議会を開いてみんな集めて意見を聞いてみようという必要が起つた場合、やむを得ず今日においては要則です。閣議決定という名称のもとにやつていくのがたくさんある。今日において法律によつて正式にできている協議会というのは二百くらいあります。か、ちよつと数ははつきりいたしません。閣議決定という名前をかりてやつていくのが十幾つ、二十くらいあると思ひます。これは要則です。私どもの方の考えからすれば、行政管理の方から見て、せめてこれをそう簡単に作らせない、作らせないためには、法律によることは一年に一本しかないのであるからめんどろ、それじゃ設置法を作つて政令によつたらどうか、政令によらなければならぬということにすれば、従来よりも手続が丁寧になる。閣議決定という簡単な手続でなく、丁寧な手続ができる。扱いを丁寧にしようじゃないかという思想からやつたわけ

であります。議会に対する審議という点から見れば、議院に諮りませんから、あるいは審議権に關係ないという議論が立つたとも存じますが、私どもの方としては、少し丁寧にやりたい、なるべく閣議決定を避けたい、こういう意味で提案した次第であります。

○秋山長造君 そういうことを聞きますと、一体閣議なんかいふものはたあいのないのです。政府自身が多に機構改革をやらう、そうしていろいろな審議会や協議会、調査会というやうなものがあまり多過ぎるから、こういうものを少し徹底的に整理してよく必要なものを以外は全部この際整理しようというのを何回もやつてこられた。そうしてそれがまた政府の方針であり、閣議の方針であるわけなんです。ところがその肝心の閣議が、閣議にかければ幾らでも必要のないものを乱発するおそれがあるから、閣議は避けて政令の方からこれをやるといふやうなことになると、これは閣議なんといふものは、名前こそ閣議といふやうないかめしいものですけれども、内容はまことにこれはたあいのないものである。さつき乱議が起るおそれがあると言ひましたが、予算のぶん取りで乱議が起るばかりじゃありません、審議会なり協議会といふものを閣議にまかせたおけば、むだなものを幾らでも作るというやうな……。そういうことであるべきものじゃないと思ひます。むしろ政令よりも何よりも、閣議決定といふやうなものは、もっと権威を實質的に持つといふくらいなものでなければ、政党政治の信用も何もないと私は思ふ。だから、閣議決定では幾らでも乱発する、またこれは政令にしても

私は同じことだと思ひます。政令にしても、これはもう閣議決定が乱発するのだったら、政令にまかせてもこれはやはり同じことで、実際の運用からいへば、やはり今適当に各省に設けられておるものを、今度はただ政令でそれを再確認するだけのもので、整理も何もされやしない。わずかに法律で、年に一回ではあるが、国会といふものがあつて、国会としてのそれ相当の手続といふものがあつたといふ場所があることによつて、わずかに乱発を、それでも相当乱発されていきますけれども、乱発されることがあつて押えられておるんだと思ふ。だから、もうこれを法律事項から外しましたら、政令なんかにかまかしたら、せきを切つたごとく、あつてもこつちでも妙な委員会がたたくんで、しかもそれがみな責任回避の隠れみのに使われてしまふ。だからこれはやはり大臣、なんですよ、これは行政機構改革本来の目的から言ひまして、また、実際のあり方といふことからはいいまして、これは政令などに移すべきものじゃないと思ひます。その点いかがです。

○国務大臣(大久保留次郎君) ただいまのお話は議論の立て方なんです。私どもとしてはさつき申しました通り、閣議決定においてもそう乱発はしてないのです。法律による調査会が二百に對して、十七、八、二十前後でありますから、そう乱発はしてないのです。臨時的なものであるからして、半年くらいで大がいになくなるのが多いのである。そう乱発はしません、しかし閣議決定よりも政令でやつた方が一そう丁寧になるのじゃないか、その理由、考へのもとに法律と閣議決定の中間を

とつて、政令あたりでやるのが妥当ではないだろうかというだけの話でありまして、それ以上に別に特殊な考へを持ってやつたわけではありません。

○永岡光治君 どうもよくわからないのですが、今の臨時的な協議会なり審議会は閣議でできる、今度はそれを政令にしたからそれを制約できる、こういうやうな意向ですね。政令といふのは閣議でしよう。閣議のごときものでしょう。同じことじゃないですか。どうもわからぬ。私はそのことがわからないのです。今やつていくことは、ただ閣議決定——政令といふのは閣議できめなければならぬんです。同じ手続なのに、どうもそれが権威があるといふことが私にはよくわからない。どういふところに権威があるのですか。

○永岡光治君 ですから私は何もこれを置いたから数を制約する理由にはな法律違反を犯していることを法律で権威づけたいといふだけの問題じゃないかと思ひます。ところが久保さん

はそうでなくて、どんどん乱発しておるから、これを作ればそれを押えられ、そのためにこういうものを作るのだと言ふから、それはおかしいじゃないかと言ふのです。どつちも閣議できめるのに、なぜそれが制約になるか、政令で制約すれば、閣議のときに制約すればいいのです。だからこの際権威づけることだけを、あなた方といふと語弊がありますが、どんな方かやつから突つ込まれると都合が悪いので、この際法律の委任規定に基いて置いたのだという権威をつけた……、だからこれをどんどん乱発するといふのを押える理由にはちつとも役立たない、ただそれを権威づけることにのみ役立つ以外何ものもない。そういうこ

とであれば、いよいよ国会というものの意思を度外視してどんどん乱発させるおそれがあります。大きくならなければ、だから当然これは消さなければならぬ。そういう考えからするならば、私は、そういう意味で大久保さんの考えは少し誤まっているのじゃないかということを言っているのです。どうですか、大久保さん。

○国務大臣(大久保留次郎君) 私は、乱発といいますが、先ほども申しました通り、今日の調査会の数から見まして、法律によるものが二百もあるのです。一方の閣議決定によるものが十七、八、約二十というような割合で、決して乱発はしていませんけれども、扱いは丁寧にする、つまり目的は、法律に根拠を置いて、丁寧にするだけのことです。閣議決定だけではない。あまり閣議決定では手続が簡単過ぎて、書類を閣議に出せば通つてしまふ。法律に基礎を置いた政令によれば、そう簡単にもできないのです。また、見ようによっては判が過ぎると言われまふけれども、判が多過ぎるは手続が丁寧になるのです。この点だけの違いであります。

○秋山長造君 判が多くなるというのと手続が丁寧になるというのは、言葉が違ふだけで実質は同じことなんです。判が多くなるということと丁寧になるということは言葉で言うだけのことです。

○八木幸吉君 長官にお伺いしたいのですが、私は行政改革に対する河野構想のねらいとしては、たとえば予算編成権を総理府に取る、あるいは国内の行政を内政省にある程度統合するといったようなねらいについては、私は

賛成ですけれども、ただし、人員は減らさないという基本方針については、国民の行政改革に対する熱望の一つは、行政の簡素化、能率化にもなるんありますけれども、また国民負担の軽減というの大きなねらいの一つでありますから、この点には賛成いたしかねるのではありません。今大久保長官は、予算閣僚会議のことにお触れになりましたけれども、私は予算閣僚会議というようにどこでなしに総理大臣が行政各部を指揮監督し、国策の立案に当るといふような意味で、予算編成権というものを大蔵省から総理府に持つてくる、こういう意味で実はこの問題を賛成しているわけなんです。今のお話ですと、そうではなくてただ、予算編成について大蔵省だけでなしに閣僚で話し合うということのようでありまして、これは内閣総理大臣のいわゆる権限強化の問題とは多少ズレておる。その点で私はちょっと賛成いたしかねるのがあります。そこで、この行政組織法の具体的な問題について伺いたいのですが、この提案の理由の中に「行政の責任体制を明確にする」という能率の向上をはかると、これが改正の主たる理由になっておりますけれども、内容を見ますと、今、秋山、永岡両委員からいろいろお話がありましたような政務次官をふやす、それから庁の下に庁、または委員会を設ける、委員会の下にさらに委員会を設ける、これは行政の責任体制の明確でなしに、かえって、責任体制を複雑化し、能率を低下するだけで、その逆ではないかと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(大久保留次郎君) 運用いかにしてはお説のようなことが起こるかもしれないが、運用をよくすれば責任体制は明らかに、機構を合理化することによってなつてくると思ひます。一に運用次第であると思ひます。

○八木幸吉君 この責任の明確化、機構の簡素化、能率化というポイントからいえば、上の命令は一番下までまっすぐにエレベーターのように徹底する、また下の考えたことがいわれる答責系統と申しますか、答責系統が単純化して、下から上へまっすぐに行くというのが一番望ましい形態でありまして、今お話のように、庁の下に庁や委員会を置いたり、委員会の下に委員会を置いたり、その下から上までの答責系統の間にいろいろな寄り道をします。俗な言葉でいえば、判を押す数が非常にふえるということとは、逆に責任の不明確になつてくるわけでありまして、今の大臣のお話とは逆だと思ひますが、命令系統なり答責系統を単純化するという点にどれほどの御用意があるか、承つてみたいと思ひます。

○国務大臣(大久保留次郎君) その問題は一つ具体的な例をあげてみますと、今度衆議院の内閣委員会に提案になつています防衛庁の問題、その防衛庁というのはやはり庁です。長官は何かというときと国務大臣、その下に今度調達庁を合併しようといつてゐる。調達庁をどこへもやるつもりがない、これを合併していくの一番いいのは防衛庁だろうというので、防衛庁に合併しよう、という案であります。そういうような場合に、やはり庁と庁で理屈からいへば妙なもので防衛庁も庁、調達庁も庁、そういうときにその庁の下に

庁、委員会、委員会の下に委員会を置く場合が起つてくる。だから運用次第、やはり順序次第で決して悪いことはないと思ひます。やはり合理化であつて、責任体制は明らかにすることができると、こう考へております。

○八木幸吉君 これは言葉の解釈の問題であります。これは提案理由の一つの中に「行政事務の管理を強化し」非常にこれはばくたる言葉で、一体どういうことを意味するのかわかりませんが、加えていただきたいと思います。いかがでございますか。

○政府委員(岡部史郎君) 管理を強化するといふことは、非常に広い大きな意味を持つております。今八木さんから仰せられました通り、アメリカあたりにおきましては管理を強化するといふ意味とあわせて、責任体制を明確にするといふ意味で、たくさんある獨立機関——行政委員会といふものがこれはたぶん獨立したしまして、行政部あるいは大統領の責任体制を不明確にするから、これを強力各省のそれぞれ傘下に入れるといふようなことが、管理の強化の面では議論されて、非常に有力に唱えられてゐるわけでありまして、わが国におきましてはやはり小さな獨立委員会が存立してゐる。それそれぞれその存立の意義はありますけれども、これをやはりできるだけ大きな機関にまとめた方が、その管理を強化し、運営を能率化するといふことができる一つの方法ではなからうか、それから管理の強化といふ意味におきまして、もう一つ考えなければならぬことは、ごく単純な行政事務であります。今の直系組織でいわけでありま

す。いわゆる軍隊的組織といわれるものであります。その管理を強化するといふ意味におきましては、スタッフの組織を充実しなければならぬではないか、こういうようなことがいわれておるわけでありまして、今度の機構改革におきまして、そういうスタッフ面の充実強化という面が、管理の強化の一つの方法として考へられてゐるわけでありま

○八木幸吉君 今の岡部部長の説明のねらいどころは、私よくわかりました。そこで、今度は内閣法とも関連するわけでありまして、一体総理府をどういうふうな合理的に簡素化するかというところになれば、内閣の首長である内閣総理大臣が行政各部の指揮監督という総合的の事務を能率的に遂行し得ると同時に、国策の企画立案に便なるように、これを簡素、能率化しなければならぬ、これがまず総理府の合理的簡素化のねらいのポイントであると私は思ひます。そこで、それは実際問題としてどうすればよいのかと云へば、今度の総務長官といふものを国務大臣としておくと云ふのは、私は、私に充てておくといふのねらいは、私はいいと思ひます。けれども、ただしかし、それに対応した総理府の簡素能率化の体制といふものが、全然これに伴つていない。ただ、大臣一人置くだけで、あとははつたらしくなつてゐるところに、この案の非常な欠陥が私にはあると思ひます。たとえば行政管理局にいたしまして、行政各部の監察事務をつかさどるのが行政管理局、それから経済企画庁は経済の企画立案をする、総理大臣のもとに企画立案をするといふいわゆる国策の企画立案に当る組織でありますから、この二つの外局を総

理府の内局に入れて、それを総合しての総務長官、大臣である総務長官はこれを指揮監督するというのがわかるのであります。行政官理府の大臣もそのまゝにしておく、あるいは経済企画府の大臣もそのまゝにしておく、ただそこに総務長官という大臣が一人できた。ところが、内閣総理大臣の下にあつて総合企画に当るといふ面でのこの機構の確立というものは、何らできていない。ただ大臣がそこに一つできたというだけでにすぎないのであつて、ねらいそのものは今閣部部長が仰せられたように、非常に私はねらいとしては筋が通つておると思ひますけれども、實際の立案というものは、肝心なところがまるではずれてしまつていると、こう思うのであります。そこで長官に伺ひたいのですけれども、もしこの総務長官というものができましたならば、行政官理府長官も経済企画府長官も科学技術府長官も、一人の大臣で兼ねるということがここで確約ができますかどうか。この点を私伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣（大久保留次郎君） 今回設

置いたします總理府の總務長官の制度、これは現在の總理府が内閣制度とは全く別個の存在でありまして、たとえば法律によりまして一方は内閣法によつて採用されている。一方は總理府設置法によつて設置されている。建前が違ふ、建前が違つておるにもかからず、今日の實際の運用は官房長官が一人で両方やっている。そこに非常な矛盾もあるしまた手が及ばぬ点もある。そこで、一方は内閣法、一方は總理府設置法に基いているのだからして、それを二つに分けようじゃない

か、分けて、この政務の方、ことに閣議を中心とした政務は官房長官がやる、それから総理府の事務は総務長官がやる。それで総理府の事務といふにしてもさき申しました通り、いろいろの調査会や委員会が二十幾つあります、内閣に。またそればかりでなく、いろいろの外局が十幾つあります。そういうような複雑な制度であるばかりでなく、内部の直接しておる仕事も、統計局がありますし、それから恩給局もあります。それから貴顕部というのもありますし、そういう仕事があるのでありますから、まあさしあたりの総務長官を置いて、総理府でやっておる仕事の統轄だけしよう。総理府中心の仕事だけやろう。ほかの方はこれはそのままにしておいて、あるいは経企庁なり行管庁なりについての権限にはは触れずに、現在の総理府でやっている仕事を整理させようという主眼でおるのでありますから、今直ちに総務長官ができませんとも、ほかの役所の長官たる国務大臣を合同する。減らすというような考えは持つておりませんでございませう。

いう構想をお持ちになっておりますか。一年に一べんも開かないような審議会もあるのですが、少しは減らすように努力なすつておるかどうかということが一つと、それから法令等について非常に必要でないものがたくさんあるがために、行政の複雑膨張化を来たしておるといふ実情にあるわけですが、これを減らすということについての何か積極的のお考えをお持ちになっておりますか。

○國務大臣(大久保留次郎君) 近ごろまあ民主政治の発達といいますが、民主政治といいますが、国会においてもそうでありませうけれども、よくこの外界の人、学識経験者を集めて知識を聞いて、間違いないようにするというのものが、今流行といいますが、はやりであります。従つて、各省においても、そういう氣風が刷致されて、各省にもずいぶんこの調査会、協議会ができております。これはまあやむを得ないところであらうと思うのであります。そこで、なるべくその取扱ひを丁寧にしよというものは、さき申し上げてありますけれども、それでも放つ

ので、なかなかむずかしいのではない
か。精神としては要らないものは整理
していこうという考えでやっており
ます。

○八木幸吉君 内容の問題について
一つ伺いたいのですが、ふ盧情報局を
総理府から今度厚生省に移す。こうい
うことが書いてございますが、ふ盧情
報局というのは、今定員が二人で、お
そらく局長とはか一人くらいなんで
しょうが、戦争に負けて十年もしてお
るのに、まだこんなものが今残ってお
るというのは、どうも私は意味がわか
らないのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(岡部史郎君) ふ盧情報局
につきましては、お説の通りでござい
まして、業務量がどんどん縮小してお
りますので、年々これを削減していき
まして、最小限度二人の定員にしており
ますが、ただ、仕事が全部まだ終りま
せん。すなわち俘虜の銘銘票の交換手
務が若干残っておりますところがござい
ますので、国際関係におきまして、全然
廃止するのはいかがかという考慮か
ら、今まで残して参りましたが、ほと
んど事務が終了に近づきましたので、こ

おられます。

○八木幸吉君　それからもう一つ。これは少し他の問題になるのでありますけれども、岸総理は御承知の通り三選追放を声明されて、汚職の追放についてかなり熱心であるようであります。そこで、私この前この委員会で、総理に行政改革のことをお聞きいたしましたときに、御答弁があったのであります。そのほかの委員会でも、あるいは予算委員会等でも、同じようなことが御答弁があったのは、行政改革の重大な理由の一つとして、汚職をなくするために、責任の明確化、機構の単純化を非常に主張されております。そこで、この問題について長官の御意見を伺うのでありますが、それに関連して、こういうことがあるのであります。この四月の二十七日に石川県の小松市の勝光寺というお寺で、七百人ばかりの聴衆を前にして、前の行管長官である河野前農林大臣が、全購連の汚職の問題についてお話がありました、その話の中に、小松には十万人ばかりの人口があるが、農林省も約十万人の省員がいる、その中の少数の者が悪い

○八木幸吉君　そういたしますと、總
理府の機構を合理簡素化する、いわゆる
トップ・マネージメントを非常に能
率的にやるという意味ではないように
伺いまして、非常にこれは残念な、た
だごく端々きれの一つの改廃にすぎな
いと、こう私は思わざるを得ないので
ありますが、そのほかに、今、審議会
の問題が起りましたが、二十四年には
審議会、調査会等が二百四十二、一番
少かったのは二十六年六月ですか百八
十三、去年がまた二百二十五にふえて
おりますが、これを減らすのに、どう

ておけばなかなか数が多くなりまゐるので、ときどき閣議の問題として、あるいは通牒を発し、あるいは口頭によつて、各省に向つて、要らないのは整理しようじゃないか、特に期限の切れたのを整理しようじゃないか。期限が切れても不必要になつたものは整理しようじゃないかということと、ときどき整理をいたしますけれども、さき申しました通り、いろいろの行政について調査会を設けるというのは、一種の流行といつては語弊があるかもしれませんが、流行になつております。

れを厚生省の引揚援護局の内部機構として移すというようにいたしました。近い将来におきまして、できるだけ早くこれを廃止することにしたしたいのと、こう存じております。

○八木幸吉君 局は残るのですか。

○政府委員(岡部史郎君) これは局と申しまして、ただ条約の名称で局という名前を使わなければなりませんので、行政組織法上の局では初めからなないわけであります。従いまして、この名称を、国際条約の解釈上許せるならばこれをやめたいと、こう考えて

ことをしたつて、こんなことは問題にならぬ、農林省に少々の悪いことをする人があるからといって、そこで一体大臣が目を届かすということは不可能なことだ、農村のために働いた人が全購連から金をもらうのが何が悪いのだ、ちょうど社会党の諸君が組合から金をもらつて乱闘事件まで起すのと同じじゃないか、金をもらわないようなやつは農村のためにならないやつだ、こういう演説をされたといつて、地主では相当問題を起していると、こういうことを私は何ったのでありますが、

私はこの、前農林大臣の御意見は納得はいたしません、政界の有力者であり、ことに行管の前の長官である河野さんがこういうふうな考えといいますが、信念といえますか、お考えになつておるようでは、岸総理大臣の汚職追放のための行政機構の簡素化、あるいは責任体制の確立というようなことは、相当これは、なかなか難問題だと思ふのですが、汚職追放の面から見た行政機構の改革に対する、現長官の御構想を一つこの機会に承つておきたい。かように考えるのであります。

○國務大臣(大久保留次郎君) ただいま提案しております機構の問題は、さき申しました通り、鳩山内閣時代にできたものが、調整の結果、こうなりましたものであります。しからば岸内閣としては、一機構に対してどういう考えを持ていかうかということが起つてきます。これも衆議院において議論の種になりましたが、こういう答弁をしておりました、また岸内閣としてはできた早々であります、ようやく石橋内閣から引き継いで議會を一期や二ただけのもので、そういうものは余裕がないから岸内閣として機構改革案はまだできませんと言つてゐる、しかしながら總理大臣は、この間、記者会見において、三悪追放ということを言いました、同時に、帰つてきてからあつせん取締罪を一つ作らうじゃないか、こういうような工合に、おそろくそのうちに岸内閣としての御構想が出されると思ひます。これは立法の上において、法律の上において、また機構の上においてなされると思うのでありますけれども、まだ具体的にこうするといふ案はできておりません。

○八木幸吉君 私はこの岸内閣として、非常に總理がこの問題について、汚職の面からでも熱心であります、一つの内閣独自の案をまとめていたいただきたいというのを、担当大臣である大久保長官に特別にお願いしたいのでありますが、その方法に私は二つあると思ふ。一つは、大きな調査会を持つて、その調査会に超黨派的な方の御協力を得て、そうして相当大きな予算でもつてやる、ちやうどアメリカのフォーヴァー委員会のような組織でやる、これが一つ。

それからもう一つは、私は吉田内閣当時の政令諮問委員会の試案は、三カ月の仕事としては非常な能率的なものであり、相當な結論は出てゐると思ひます。そこで、これは岸總理が外国に行つていらつしやる間だけでも、長官のお手元で相當のスタッフを用意されまして、大体の構想は總理から御指図を仰ぎになつて、そうしてこれは非常に徹底したものゝ起案をなさることが必要だと思ふのですが、直ちにそういうふうなことに御着手になるのか、あるいは總理がお帰りになつてから、おむろにその問題をお取り上げになるのか、その辺の御準備なり御意向を、重ねて伺いたいと思ひます。

○國務大臣(大久保留次郎君) 行政機構の問題につきましては、審議する機関が実はできております。行政審議会というものができております。これが去年の暮れから審議会の期限が切れまして、新しい委員がまだできておりません。この審議会をそのうちに復活して作らなくちゃならぬと思つて考へておりますと同時に、さきに申しました通り、岸總理もそういう希望を持つてお

りますからして、お説の通り、機会を見て実行の方面に移したいと存じます。○八木幸吉君 阿部さんが会長の委員会は、期限を河野さんがお切りになつて、非常に間に合せたもので、必ずしも抜本的な、合理的なものでは私にはなかつたと思ひます。だから、もう少しあいつたようなおぎなりのものでなしに、根本的に掘り下げて、相當な予算を取つて、そうしてこの人もみんな納得するような、合理的な、本質的な、根本的なものをお作りになり、委員の顔ぶれにいたしまして、これは片手間のようにな人が多いので、ちやうど政令諮問委員会とよきの田中二郎教授のような人を、やはりそれと同じような熱心で学識経験のある人をお入れになつて、そうして立案されることを、重ねてお願いしたいのです、その点いかがでしょう。

○國務大臣(大久保留次郎君) ただいまの御意見は十分に尊重いたしまして、実行に移したいと存じます。○竹下豐次君 私、事務的な質問をいたしたいのですが、内閣官房に、内閣参事官、内閣審議官及び調査官を置くということになつております。この定員は政令で定めるといふことになつております。大ていは法律で定員はきめてゐるのですが、これはどうして政令できめなくちゃならない理由がありますか。

それからついでに一つ。今申し述べました各公務員は、どういう仕事をされるのであるか、それを一緒に御説明願ひたいと思ひます。○政府委員(岡部史郎君) お答え申し上げます。

内閣官房に置かれます職員の種類をいたしましては、今度の法律で御審議をいたしておりますのは、内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官でございますが、その中の内閣参事官といふのは、現在もありません。内閣参事官、これは總理府令でござりまするもので、これを法律でつきり根拠を規定したいといふことでござります。それから内閣審議官と申しますのは、現在の總理府にありまして審議官の仕事が、一部分内閣官房に移りますので、その審議官の参事官をこれに当てます。それから内閣調査官といふのは、同じく總理府にありまして調査室の仕事が内閣官房に移りますので、それに従事する職員が調査官に相なるわけであります。そして、その他の補助職員合せて三十人六人に相なりますので、その内閣に置かれる職員の数につきましては、この内閣法で三十六人とするといふことをきめております。

ただこれらの参事官、審議官、調査官の職員の数につきましては、これは各省とも省令なんかできめておりますが、それと同じように、これは政令できめることに、内部の割り振りでございますから政令に譲りたい、こう考えます。次第でございまして、これらの三十六人の職員は、いずれも従ひまして總理府の官房から移す職員でござりまするもので、總理府と内閣と合せますと定員の増減はございせん。現在の總理府の定員の範囲内において割り振りをきめております。

○大谷藤之助君 経済企画庁の方に、これは酒井さんでもあるいは政務次官でもどつちでもつけようです。今の行政組織法の改正に伴ひまして、経済企画

面庁の方の当然内部組織の改正があらうと思ふのですが、その点どうなつておりますか。○政府委員(酒井俊彦君) この法案に關連いたしまして、経済企画庁の内部組織の問題でございしますが、ただいま衆議院に継続審議になつております経済企画庁設置法の改正案、これは内政省の設置に伴ひまして事務の一部を内政省に移し、その調整をはかるという規定と同時に、公正取引委員会を、ただいま總理府の外局になつておりますのを、企画庁の付属機関にするといふ案で、昨年以来ずっと衆議院で継続審議になつております。ただ今回ここに御提案になつております、国家行政組織法の一部を改正する法律案には、そういうわけでこれには入つておりませんけれども、企画庁といたしましては、國務大臣を長とする官庁でございまして、そういう庁については内部組織として局を置くことができるという規定がこれにございまして、一応さつき申し上げましたような關係で、経済企画庁設置法は、まだ衆議院に継続審議になつておるといふような状況でございまして。

○竹下豐次君 企画庁の問題がこの法案に織り込んでないもので、一方の別の法律に出るのだけれども、それがどうなるかわからぬ。こちらの方に入れないのは困るというふうなことのうちにこの間承つた。まあやむを得ないことだろうと思ふので、それ自体に私は反対があるわけじゃないが、大体そういう問題は一つの法律にまとめて立案提案されるのが正しいのであります。近ごろ法律省の問題でも私はそう申しましたが、同じ会期に二つの法

案で、昨年以来ずっと衆議院で継続審議になつております。ただ今回ここに御提案になつております、国家行政組織法の一部を改正する法律案には、そういうわけでこれには入つておりませんけれども、企画庁といたしましては、國務大臣を長とする官庁でございまして、そういう庁については内部組織として局を置くことができるという規定がこれにございまして、一応さつき申し上げましたような關係で、経済企画庁設置法は、まだ衆議院に継続審議になつておるといふような状況でございまして。

○竹下豐次君 企画庁の問題がこの法案に織り込んでないもので、一方の別の法律に出るのだけれども、それがどうなるかわからぬ。こちらの方に入れないのは困るというふうなことのうちにこの間承つた。まあやむを得ないことだろうと思ふので、それ自体に私は反対があるわけじゃないが、大体そういう問題は一つの法律にまとめて立案提案されるのが正しいのであります。近ごろ法律省の問題でも私はそう申しましたが、同じ会期に二つの法

案を、しかも三週間しかないのに、あの刑務所の方の關係と税関の二つをお出しになったのはおかしいと思う。それは私は警告いたします。この問題もやはり似たようなところがあるのであります。これは行政官庁で一括する必要があるのじゃないか。このほかに定員の問題にいたしましても、それから公務員を新たに採用される場合でも、あなたの方で取扱ひになる場合と、それぞれの各集団法ではかの委員会ですらにお取扱いになり、内閣委員会ですらにお取扱いになり、ほかの方で済んでしまつて、こちらは数字だけもうということがある。これは管理庁でもお困りじゃないかしらと思う。これはぜひとも何とかその点をよく研究されまして、こういうような不統一のないうちに、もちろんこれでも修正案でも出して、企画庁のやつも織り込まなければならぬということになつたら、それは気がついた方がいい気がつかない。その傾向が近ごろ乱雑になりつつありますから、特に御留意願いたいのです。長官は一体その点どうお考えでございますでしょうか。

○秋山長造君 私は日本社会党を代表いたしまして、内閣法等の一部を改正する法律案については賛成いたします。そして国家行政組織法の一部を改正する法律案につきましては、反対の意思を表明するものであります。

○委員長(龜田得治君) 他に御発言がなければ質疑は尽きたものと認めます。これより両案について討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。なお修正案のおありの方は討論中にお述べを願ひます。

○秋山長造君 私は日本社会党を代表いたしまして、内閣法等の一部を改正する法律案については賛成いたします。そして国家行政組織法の一部を改正する法律案につきましては、反対の意思を表明するものであります。

この国家行政組織法の一部を改正する法律案に対して反対する理由を簡単に申し上げます。今回の法律案の内容を拝見いたしますと、まず第一に、この改革は現内閣が実施しようとしておる行政制度の改革の一環として、議院内閣制のもとにおける行政の責任体制を明確にし、行政事務の管理を強化し、能率を向上させるために云々、というたておるものであります。しかるにこの現内閣とはどの内閣であるかといふことを考えてみますと、この法案そのものが、前々内閣である鳩山内閣の手によつて作られたものである。そして現内閣としての現実の岸内閣としての行政改革というものは、全然まだできておらないといふことは、先ほど管理庁長官が御説明になった通りであります。従ひまして今の岸内閣の行政改革の一環としてではなく、前々内閣である鳩山内閣の行政改革の一環として作られたこの法案というものは、そもそもこれは時期的に全くナンセンスであると思ふ。このタイミングとそ

して現実というものが全く食い違つておる。この点において私はこの法案というものは、現内閣の行政機構の改革の一環としてわれわれが審議するといふこと自体がおかしいと思ふ。これが第一の反対理由である。

第二に、トップ・マネージメントの機構を強化する。こういう建前から政務次官を二人にふやすといふ点でございします。先ほど来大臣からいろいろお話がございましたけれども、しかしながら私どもはこれはいかなる立場からの理論づけをいたしましうとも、その実体において屋上屋を架するものであり、またいたずらに責任の混淆をきたし、命令系統を複雑にするだけでございまして、政党政治の確立という立場から申しまして、ややもすれば、この政務次官というポストが政党内でいわれる論功行賞というふうなもの、道具に使われるおそれが多分にあることは、理屈より何より過去の歴史が如実に証明しておるところでございまして、機構改革が責任体制を明確にし、そうして機構を簡素強力化する、行政能率を向上していく、こういうねらいである以上、政務次官をことさらに二名にするといふことは、この行政改革本来の目標から逸脱するものではなはいと思ふのであります。

それから第三に、國務大臣を長官とする庁のもとに、さらに委員会または庁を置くことができるという規定でございします。大臣の御説明によりまして、もつともな点も了承できるのでございしますけれども、また考え方によれば、庁のもとにまた庁を置くということとは、これは形としてもまた事務内

容、あるいは命令系統、庁内の統制というふうなことからいきまして、変則的なあり方でありまして、本来あつた庁というものが、当然これは近い将来に省に昇格をせざるを得ない、まずその前提として一つの既成事実が作られておる、こういうことに利用されるおそれがなきにしもあらずと思ひます。この点は、この國務大臣を長とする庁の次長を、事務次官に昇格をする、という規定と相違行いたしました、いずれも、たとえば以前に問題になつたことのある、防衛庁を国防省に昇格をする、あるいは自治庁を内政省に昇格をして昔の内務省を実質的に復活する、というふうな一連の考え方、行き方に対して、別な角度からこの既成事実を準備させる、築き上げていく、こういうことにもなりかねないものでありまして、この点においても私どもは今回の機構改革というものは、にわかに了承できないわけでございします。

その他の点もございしますけれども、時間の關係で、以上の諸点に反対の理由を申し上げまして、反対の討論を終る次第であります。

代におきまして、吉田総理はこういう点に、よほど御本人としては、力を入れたい氣持を持っておられたゆえに、五年前になりましたかと思ひますが、そういう方向に向つた改正案、法律案というものを提出したものであります。したが、これも十分にその目的を達せられることができないで、相当に国会において修正されたのであります。その後やはり国民の官庁に対する世論というものは変わらなかつた、やはり今日まで継続して思ひます。そこで、まあ私などいいたしましては、政府におきましてやはりそういう方向に向つて、根本的な改正案を出していただきたいといふことを念願しておつたわけでありまして。ところが昨年鳩山内閣時代だつたと思つておりましたが、相當に注意を示されたような法案も提出されたのであります。その案がいかにか悪いことかといふことを今申しわけございせんが、よしあしにかかわらずそれをまず取り扱ひまして、そうして国会ではできるだけ慎重な審議をして、りっぱな機構にも仕上げ、簡素化もしなければならぬといふふうにしておりましたところ、それが継続審議になつて今日まで経過いたしてございす。先ほど國務大臣からいろいろ御説明がございまして、党内の事情、閣内の事情がございまして、閣内関係のようであるが、今回今提案されておるような法案をわれわれは審議しなければならぬことになつたわけでありまして、これを見ますと私など、と申しまゝす、国民の世論にむしろ逆行してゐるような考え方が、この案にはずつと一貫してゐるのじゃないかといふ氣持を持たざるを得ないのであります。

○政府委員(岡部史郎君) ただいま大臣からお答え申し上げました通り、竹下委員の仰せはまことにごもっともでございまして、衷心よりその点の改善を考へておりますので、今後十分氣を

○竹下豐次君 特にこの際、かれこれ申し上げません。御考慮下さいまして、将来できるだけ早い機会に、今のような乱雑のないようにしっかりと統制してもらいたいと思ひます。

○國務大臣(大久保留次郎君) けつこ

そういうことを考えますと、私といふたしましては、こういう問題を部分的には小刻みにして改正されるよりも、根本的によく、大きく全般的に各種の関連も考慮になりまして提案し直される方が望ましい、かように考えているわけでありまして、ことに政務次官増員の問題につきましては、これも一昨年にはなるかもしれないが、昨年でしたか、鳩山内閣時代に法案が提出されないうち、副大臣であるとか、あるいは政務次官の増員であるとかいうことがうわさされました。そういう提案がされそうなる傾向にありましたので、緑風会といしましてはよく研究いたしました、これはよくない、よくないから、そういう提案はしてもらいたくない、提案されたならば、緑風会ではこれは絶対に反対の態度をとります、ということとをあらかじめ申し入れたこともありましたのであります。その理由は、いろいろありますが、先ほど秋山さんたちからいろいろ意見を包含した質問がございましたが、大体ああいうふうの考え方を私どもも持っているわけでありまして、なおまたよく多数の公務員のうちで、俸給も少ない、自分の思うように働かしてもくれないとか、いろいろ不満な点も多いのでありまして、特にその地位とか、待遇とかいうような点につきましては、殆んどすべての公務員が深い関心を持っているのであります。下級の人においても同じことでありまして、そこにその必要やむを得ない場合ならばともかくとして、そうでもないのに、トップ・マネージメントとかいうような体裁のいい言葉ではありますけれども、そう急ぎもしないような増員をするということは、はなはだ一般

の感情からしましても、公務員の下級の人たちの感情からしましてもいい気持ではない。上の人ばかりうまいことをしているじゃないか、議員はなかなかうまいことをやっているじゃないか、おれたちはいつも虐待されているというふうな、そういう感情が起るといふことは、これは私はやむを得ないことだろうと思っております。もとより議院内閣制の今日でありますから、できるだけ議員が政治に精通し、そうして活動ができるようにしむけていくことは、これは必要なことであると思っておりますけれども、現在のところ、また今日の経過から見まして、政務次官の活動につきましては、おのずから世間の定評があるのであります。これをもつて必ずしも英園で何人いるからというふうなことは、まるで比較にならない問題であると私は思っています。私は今日までの一々政務次官の成績等につきまして、かれこれ申し上げることはいたしませんけれども、まあ今のところ一人ずつおられればそれでたくさんじゃないか、というふうには私はまあ考えておりました、この点をよくお考え直しを願いたいです。かように考えますので本案に反対いたします。

○八木幸吉君 私はただいま上程されました二案のうち、国家行政組織法の一部を改正する法律案には反対、内閣法等の一部を改正する法律案には賛成をするものであります。その理由を簡単に申し上げます。

国家行政組織法の一部を改正する法律案の提案理由として、行政の責任体制の明確化と、行政事務の管理の強化、並びにその能率の向上をうたうておられるのでありますけれども、提案された内容を見ますならば、この提案理由と逆の結果を招来するおそれが多分にあるのであります。と申しますのは、第一政務次官を二人に増加する何らの理由を私は認めません。第二に、庁の下に庁あるいは委員会の下に委員会を置くというふうなことは、いたすに行政機構を複雑化したとして、行政の能率化を阻害するのみならず、行政の責任体制の明確化の趣旨にも反します。責任体制を不明確にいたしますならば、自然行政事務の管理を強化いたしますも、その能率を上げ得ないからであります。

さらにこの改正案の中には職というものを設けることが規定されておられますけれども、その所掌事務がきわめて不明確であることも反対理由の一つであります。政府といたしましては、かような悪い面のみを御提案になさるに、行政機構の根本的の改革をし、その能率化なり、あるいは行政事務の責任の明確化を実現し得るような行政機構改革案を、次の機会になるべくすみやかに提案されんことを希望するものであります。

次に、内閣法等の一部を改正する法律案の賛成の理由を申し上げます。理化学簡素化の目標とすべき原則は、内閣総理大臣は内閣の首長たる立場におきまして、行政各部の指揮監督という総合的な事務を能率的に遂行し得ると同時に、国策の企画立案に便なるように、総理府の機構を簡素、強力化することが必要であると思っておりますが、原案は、内閣総理大臣の補佐役としての内閣官房長官並びに内閣官房副長官の制を廃止しまして、内閣官房長官と内閣官房副長官は、もっぱら内閣制度の運営にその政務と事務を見ることとして、総理府の総務長官及びその総務次長が、総理府の政務を統括して見るといふ趣旨には、私賛成するのでありますけれども、この法案の実態は必ずしもこの目的とするところと合致しないのではないかと、かように存するのであります。私は、総務長官のもとには、行政管理局も経済企画庁も科学技術庁もともにその統括下において、初めて総理大臣の国策の企画立案を総合的に遂行し得ると、こう思うのであります。が、そのことが行われておりませんことは遺憾でありますけれども、その方を指向するものという意味合をもちまして本案に賛成するものであります。なお自治庁並びに防衛庁は、将来におきましては、自治庁はその他の国内事務とも合せて内政省の設置の方向を指向し、また防衛庁は国防省等との関係をもちまして、将来国防省の方にこれが指向するべき運命にあると思うのでありますから、この二つは内閣総務長官の統括下に置く必要はないと思うのであります。

以上が私の内閣法改正に関する賛成の要で、希望を付して賛成をするものであります。

なおこの機会に大臣の名称について一言触れたいと思っておりますが、大臣の名称は大宝令以来の名称でございます。現民主国家としては非常にふさわしくない名前でありまして、将来各省の大臣は各省の行政長官という名称に改めまして、内閣総理大臣は内閣総理、国務大臣は内閣員という名前に改め、ただ憲法上においてのみ国務大臣の名称を存置することが、民主国家としてふさわしくないかということを考へるために、この点を合せてこの機会に申し述べておきます。

○大谷實雄君 私は自民党を代表いたしまして、ただいま提案の内閣法等の一部を改正する法律案に賛成するものであります。賛成の理由は政府提案の理由にもございますので省略させていただきます。

次の国家行政組織法、これにつきましてはこの組織の一部の修正案をここに提案いたしまして、原案並びに衆議院送付のこの修正案に対して賛成を表するものであります。

ただいま修正案につきましては、お手元に印刷物で差し上げてございますが、実は印刷物の修正は相当長うございまして、時間の関係上内容につきましては、その根本の要旨をここに申し上げますと、この法律案の修正案の要旨の論議されておりました、政令によつて審議会または協議会の臨時的なものを設けることができる、この項目を削除いたしました。現行通り法律でこれを設けることとする、これがまずこの印刷物の修正案の前段でございます。

次に後段の方は、先ほど経済企画庁からの御説明もございましたが、経済企画庁の内部部局として、部にかえて局を置く、これに関する法律案でございます。

この二案の修正案を提示いたしました理由につきましては、委員会の審議にも出ておりました通り、第一の点は政府の原案で、この政令で協議会なりあるいは審議会を設けることができるというそのねらいは、行政運営の迅速

が、果してその希望を満たされる結果になるかどうか、これもひとえに皆さん方の御協力を得なければならぬと存するものであります。

いづれにいたしましても、先輩委員諸氏の御協力を得なければ、複雑多岐にわたる当委員会の事情をおもんばかりますときに、その使命を果すことは非常にむずかしいかと存じます。

何分、皆様方の御協力を就任に当りましてお願い申し上げたいと思ひます。(拍手)

○委員長(藤田進君) 理事秋山君の委員辞任に伴い、本委員会の理事が一名欠員となりましたので、これよりその補欠互選を行います。互選は、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(藤田進君) 御異議ないものと認めます。それでは、私より理事に永岡君を指名いたします。

午後八時五十一分休憩

午後十時二十八分開会

○委員長(藤田進君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題に供します。

別に御発言がなければ、質疑は尽きたものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、それぞれ賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。――別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(藤田進君) 次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件を議題に供します。

別に御発言がなければ、質疑は尽きたものと認めます。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記を起して。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、それぞれ賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。――別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件を議題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 全会一致でございします。よって本件は、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百四條による本会議における口頭報告の内容、第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましても、慣例によりこれを委員長に御一任願います。

たいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。よってさう決定いたしました。

それから、報告書には、多数意見者の署名を付することになっておりますから、それぞれ可とされた方は、順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

〔法務省設置法の一部を改正する法律案〕

前田佳都男 松村 秀逸
平島 敏夫 田畑 金光
迫水 久常 上原 正吉
大谷藤之助 永岡 光治
竹下 豊次

〔地方自治法第五十六條六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件〕

前田佳都男 松村 秀逸
平島 敏夫 田畑 金光
迫水 久常 上原 正吉
大谷藤之助 永岡 光治
竹下 豊次 八木 幸吉

○委員長(藤田進君) お諮りいたします。国家行政組織に關する調査、国防衛に關する調査、国家公務員制度及び恩給に關する調査、以上三件の調査事件については、会期も切迫し、会期中に調査を完了することは困難でありますので、本院規則第五十三條によりまして、継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。よってさう決定いたします。

なお、要求書の内容及びその手続等は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。よってさう決定いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 委員派遣承認要求に關する件についてお諮りいたします。

国家行政組織に關する調査、国防衛に關する調査、国家公務員制度及び恩給に關する調査のため、閉会中委員派遣を行いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。つきましては、本院規則第八十條の二によつて、委員派遣承認要求書を議長に提出しなければならぬことになつておりますので、その内容及び手続等につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。よってさう決定いたしました。

○委員長(藤田進君) 次に、諸願を議題に供します。

〔速記をとめて下さい。〕

○委員長(藤田進君) それじゃ速記をつけて下さい。

外四百十件を採択し、議院の會議に付し、内閣に送付することを要するものと決定して御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

なお、地域給等に関する諸願六件につきましては、報告書に付して意見書を提出することとし、その内容は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

○委員長(藤田進君) 速記を入れて。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

めします。よってさよう決定いたしました。

ちよつと速記とめてくれませんか。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記を入れて下さい。

別に御発言がなければ、委員会はこれにて散会いたします。次回の委員会は、決定次第公報をもって御通知いたします。

午後十時四十八分散会

〔参照〕

第五家中「四部」を「四局」に、

〔調整部
計画部
調査部
を
總合計画局
總合調査局
に改める。〕

第六条第十二号中「他部」を「他局」に改める。

第七条(見出しを含む。)中「調整部」を「調整局」に改め、同条第八号中「他部」を「他局」に改める。

第八条(見出しを含む。)中「計画部」を「總合計画局」に改める。

第九条(見出しを含む。)中「開発部」を「總合開発局」に改める。

第十条(見出しを含む。)中「調査部」を「調査局」に改める。

第十二条中第一項、第二項、第五項及び第六項を削り、第三項及び第四項をそれぞれ第一項及び第二項とし、第七項中「開発部」を「總合開発局」に改め、同項を第三項とし、第八項を第四項とする。

五月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、原子力委員会設置法の一部を改

(大谷委員提出)

国家行政組織法の一部を改正する法律案に対する修正案

国家行政組織法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八条の改正規定を次のように改める。

第八条に見出しとして「(附屬機關その他の機關)」を附する。

附則第六項を次のように改める。

6 經濟企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

正する法律案(案)

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

原子力委員会設置法の一部を改正する法律

原子力委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「四人」を「六人」に、同条第二項中「二人」を「三人」に改める。

第十一条第二項中「二人」を「三人」に改める。

第十六条を第十九条とし、第十五条を次のように改める。

(参考)

第十五条 委員会に、参与二十五人以上を置き、重要な会務に参与させる。

2 参与は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、

内閣総理大臣が任命する。

3 参与は、非常勤とする。

4 参与の任期は、二年とする。ただし、補欠の参与の任期は、前任者の残任期間とする。

5 参与は、再任されることができ

(専門委員)

第十六条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員四十人以内を置く。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(調査官)

第十七条 委員会に、委員を補佐させるため、調査官七人以内を置く。

2 調査官は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(事務局)

第十八条 委員会に、委員会の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局局長その他必要の職員を置く。

3 事務局局長は、科学技術庁原子力局長をもつて充てる。

4 事務局局長は、委員長の名を受けて、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行い、かつ、その服務につき、これを監督する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の第六条第一項の規定により、新たに増員される委員二人の任期は、第九条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところによる。

(行政機関職員定員法の一部改正)

3 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の總理府の項中「一、六四〇人」を「一、六六五人」に、「一九、六六一人」を「一九、六八六人」に、同表の合計の項中「六四三、九二五人」を「六四三、九五〇人」に改める。

昭和三十三年五月二十四日印刷

昭和三十三年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局